

わがまちルール

(代官山ルール活動の歩)

代官山ルール運用会議
代官山ステキな街づくり協議会
事務局長 石原貞治

住民発意のまちづくり活動

有識者による住民誘導の
まちづくり活動(ヒルサイド)

代官山地域のまちづくり活動

住民発意のまちづくり活動

- 1987年 代官山駅の復旧を促進する(雪だるまの会)
- 2001年 代官山の良好な生活環境を守会発足
- 2002年 代官山タウンワーク第2回(落書き消し)
- 2003年 代官山の明日を考える会発足
- 2004年 代官山ステキな街づくり協議会発足
- 2006年 代官山ステキな街づくり協議会認可団体となる

有識者による住民誘導のまちづくり活動

- 1978~1982年 代官山交換バザール
- 1982年 ヒルサイドテラスにてSDレビュー建築展
- 1987年 ヒルサイドブラザ音楽会
- 1996年 代官山ステキ委員会発足(アドレス開発)
- 1999年 代官山インスタレーション
- 2000年 アーバンビレッジ代官山構想
- 2006年 代官山ステキ総合研究所
- 2007年 ヒルサイドクラブ

代官山地域のまちづくり活動

- 1978~1982年 代官山交換バザール
- 2001年 代官山タウンワーク第1回(落書き消し)
- 2002年 旧朝倉邸と庭園の保存を考える会(2005年重要文化財)
- 2003年 旧山手通りの地区計画への働きかけ(2004年地区計画決定)
- 2003年 猿楽祭り(地域交流と代官山まちづくり啓蒙活動)
- 2004年 エコモーション活動
- 2005年 代官山代スキマップ発行
- 2006年 代官山ステキ総合研究所(NPO)設立サロン活動
- 2006年 代官山ひまわりガーデン活動・代官山の魅力の源泉DVD作成
- 2007年 代官山春花祭
- 2007年 わがまちルール(代官山ルール)登録
- 2010年 商店環境を考える会→2011年代官山商店会発足
- 2011年 まちづくりの哲学連続セミナー(2016年まちづくりの哲学発刊)
- 2011年 代官山景観写真集発刊(DAIKANYAMA SCENE)
- 2013年 旧山手通りを考える会→2019年歩道橋の撤去
- 2013年 代官山コンシェルジュスタート→2017年活動を代スキ会に引継

代官山地域の特性

- ・明治期は代官山の台地に屋敷地が点在
- ・これを支える御用聞き商店と職人のまち
→階層性のある居住地域
- ・1927年同潤会代官山アパート完成により
階層間の中間層が生まれる→3層構造のまち
- ・戦後屋敷跡地が官舎・社宅等に(中間層の増加)
- ・1955年東急代官山アパート完成(文化人・芸能人)
- ・1969年ヒルサイドテラス第 I 期完成
屋敷街の塀が取り払われた(階層の融合)
- ・2000年アドレス完成

→高層化、開発の契機

アドレス完成後代官山がドラスティックに変化
それまで周辺環境とのバランスを保っていた
社宅や寮が開発種地としてクローズアップされ
環境が一変する危機を迎えた

代官山ルール策定経緯

- ・2001年高層ビルの建て替え計画が契機
→地元専門家と地域住民が一体となり活動
- ・代官山地域の良好な生活環境を守会発足
→代官山らしいまちの将来に向け地区計画策定
→地元町会・行政支援を受ける組織に向け始動
- ・2003年 代官山の明日を考える会として、町会長、
有識者、行政との勉強会
→旧山手通りの地区計画策定
- ・2004年代官山ステキなまちづくり協議会発足
→渋谷区のまちづくり条例策定に寄与(2005年11月)
- ・2006年5月同条例による第一号認定団体となる
→行政との強い繋がり(定期的な意見交換情報共有)
→条例に基づき代官山の特性を生かせる
- ・2007年わがまちルールを区に登録
(ルール無きルールに区が難色し登録に1年以上かかる)

2001年 総合設計に関する意見書 有識者17名

平成13年2月6日

東京都 建築指導部 殿

代官山プラザ&アネックス建替計画に関わる意見書

建築家 横 文 彦

総合設計制度による容積率による割増は、形式的には法的条件を満たしたものであっても、最終的には許可を必要とする。許可制とは、一般的な制限を特に解除して、割増の容積を与えるものであり、その具体的高さ、ボリューム、平面計画など総合的にその建てられる地域の環境にふさわしいものでなければならない。したがって、総合設計制度による割増は敷地所有者の権利として当然認めるというものではなく、それによって損なわれる地区の利害などを含めた総合的な見地から許可の可否を判断すべきである。

単に法律条件に該当するか否かは、行政職員による事務的な手続きとして済まされるが、最終判断を総合的に行い、その是非を決定するのは東京都の建築審査会委員の責任である。総合設計制度はあくまでも特定の敷地における制度であるが、これを認めるか否かは敷地を超えて今後どのような地区として形成していくべきか、そのあり方をあらかじめ決めておくべきである。機械的に法律に従うのではなく、より高度の判断が必要と思われる。

特に、重要なことは、この1件が認められると、今後、類似の計画が次々に行われて地区全体を全く変化させかねない。そうなるにわたり良好な都市形成が行われてきたことを高く評価されている代官山地域の環境を激変させてしまう可能性がある。この計画は総合設計制度の名の下にこれまで営々として続けてきた地区の努力や価値を一方的にくいつぶし、結局は地区全体の価値を破壊していくおそれがあることを考慮すべきである。

については、建築審査会は当然のことながら、地区の形成や現状、今後の問題点を熟知した住民及び専門家の意見を十分考慮して判断すべきであり、次のような諸点について十分にチェックを行うべきである。

1. 周縁に形成されている町の雰囲気には適合したものであるか、否か。
2. 町の景観に貢献するか、破壊するものか。
3. 交通、騒音、日影（特に背後が住宅地である場合）、風害、電波障害等。
4. 建築後の利用状況の可能性（特に住居から業務への変換）。

更に重要なことは、類似の計画が将来実現する可能性が大きい地域だけに、今回の計画が周辺におよぼす影響に対しての考慮だけでなく、同種の計画が近くに成立した場合、地域の構造変化をもたらす可能性も併せ考慮し、この計画がそうした前例をつくり、さきがけとなる可否についても考慮しなければならない。

本来は、このような熟成度合いの高い地区で判断を行うには、相当広域にわたって都市のあり方を構想し、条件により容積を積極的に認める地区、また、それなりに認めても良い地区、極力認めない地区を区分するなどの全体的な方針を東京都、渋谷区が住民の参加を得て策定すべきである。

以上

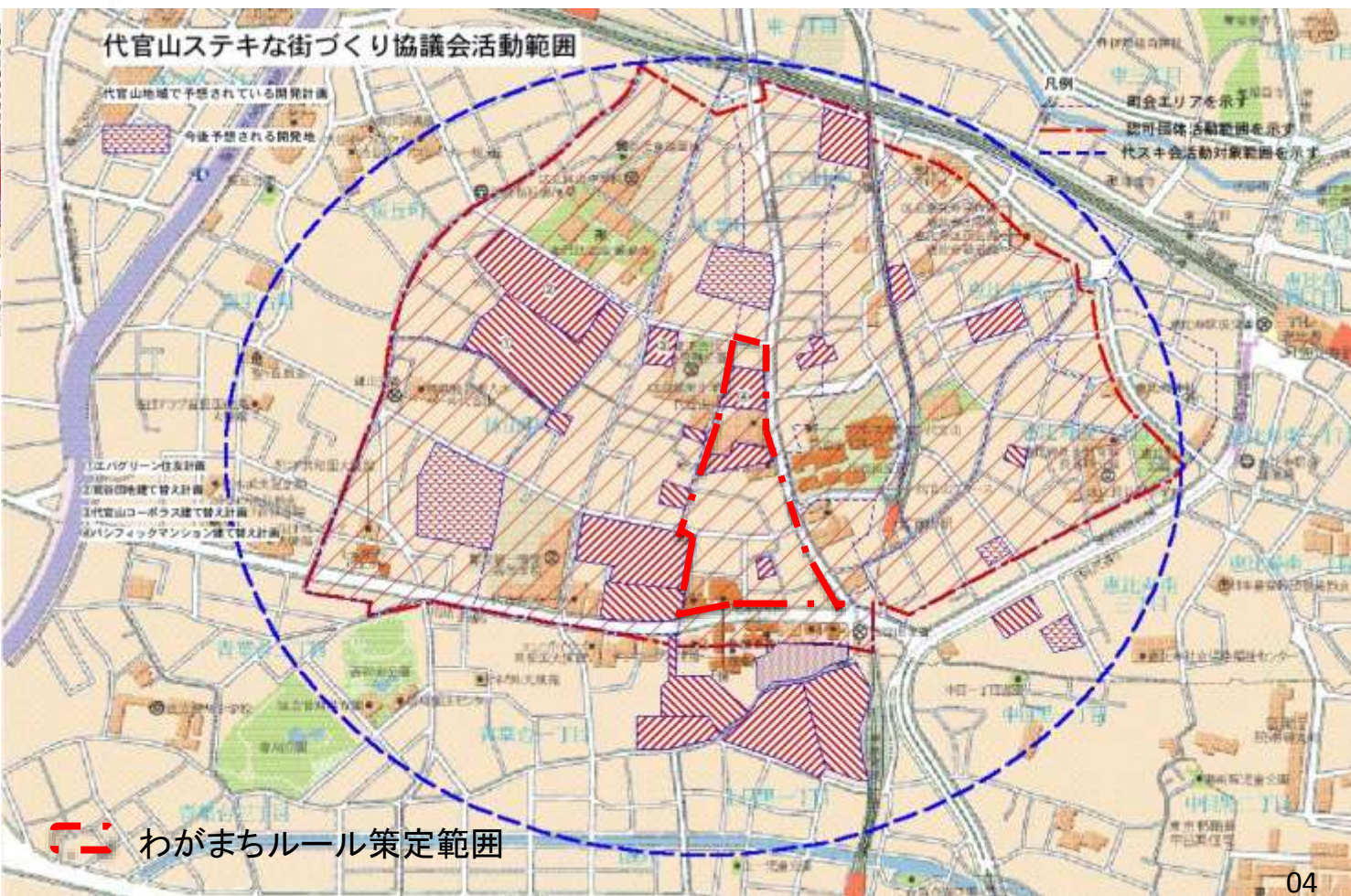
まちづくりの方針図

■大向・恵比寿地域

地域の将来像
渋谷駅周辺：「生活文化を発信する活力ある副都心」
恵比寿駅周辺：「生活をより豊かにするにぎわいのまち」
住宅地：「ゆとりのある落ち着いた雰囲気の住宅地」



・良好な住環境の維持・形成を図る



・2007年 わがまちルール策定呼びかけ

猿楽町 10、11 番及び 18 番から 28 番の地域にお住まいの皆さまへ

代官山ステキなまちづくり協議会
理事長 鳥居 正一

まちの環境を守る「わがまちルール」をみんなで作りませんか

代官山ステキな街づくり協議会の自己紹介。

- 代官山ステキな街づくり協議会は、“代官山”に住む人、働く人、訪れる人々が“ステキ”と感じられる環境を維持し、この街を愛する様々な立場の方々と共に、更にステキな街にしていくことを目的として、地域の有志により、2004年に作られました。昨年には渋谷区より「まちづくり協議会 第1号」として認定をいただきました。
 - 地域の住民が中心となり、街づくりの専門家の方々との協力も頂きながら、より良い街づくり、これまで以上に住みやすく働きやすい代官山にするための、勉強や問題提起、話し合いをすすめています。
- “ステキ”な住環境を守るために、この街ならではのルールが必要だと考えました。
- 皆様の多くが感じておられるように、今、この街は急激に変化しつつあります。知らぬ間に空地ができ、商業施設が建てられたり、住宅が深夜営業の飲食店に変わったり。住環境の大きな変容に戸惑いと困惑の声も聞かれます。
 - そんな現実を前にして、街の環境を守り、気持ちよく暮らすために、わが街ならではの「代官山ルール」を作りたいと考えました。
 - 渋谷区まちづくり条例により、住民及び認定まちづくり協議会は、地域の特性に応じたまちづくりに関する自主的なルール「わがまちルール」を作ることができるのです。

「代官山ルール」とはみんなで話し合うこと。

- 「代官山ルール」は、何か開発を行うとき、その計画者は事前に近隣の人々に説明し、住民と話し合い、意見交換を行おうというルールです。
- 開発計画に対し、一律に規制をかけたり反対するというものではなく、一緒によりよい街を作るために、話し合いの場を持ちましょうというルールです。
- 法的な強制力はありませんが、このルールをこの街のマナーとして定着させることにより、地域環境の維持向上に大きな力を発揮するものと考えます。

「代官山ルール」はみんなで作り、みんなで運用していきます。

- ルールを作るためには、地域の皆さまのご賛同とご署名が必要です。
- ルールを運用するのは、地域住民の代表と、専門知識を持った専門委員。地域住民代表は、皆さまからの自薦他薦による推薦で選ばれます。
- このルールに関する詳細は、別紙のご案内をお読みください。

代官山ルールはこの街に住む、私たちみんなのルールです。この街にいつまでも気持ちよく住み続けるために、一緒に話し合い、知恵を出し合い、みんなでルールを作りましょう。

街の急激な変化を前に、一日でも早くルールを作ることが必要です。

すでに2回、皆さまにお声をかけ、このルールに関する意見交換会を開催いたしました。もっと多くの方々のお声をうかがいたいと思っています。

皆さまのご意見やお考え、また、住環境の変化でお困りのことなど、ざっくばらんに話し合う会を開きたいと思っています。

住みやすい街を作るために、何卒、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

平成 19 年 2 月 1 日

猿楽町 10 番から 28 番の地域にお住まいの皆さまへ

代官山ステキなまちづくり協議会
理事長 鳥居 正一

「わがまちルール」意見交換会開催について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、代スキ会の活動についてご支援・ご協力を賜り有難うございます。

当会は、2003（平成 15）年より代官山の魅力を維持するため様々な活動をしてまいりましたが、これらの実績が評価され、昨年渋谷区より「まちづくり協議会 第1号」として認定をいただきました。

そこで私どもは、多くの住民のみならずご要望のあった、「急速に変化するまちへのルールの導入」実現のため、早速「まちづくりルール策定委員会」を立ち上げ、検討を続けてまいりました。

今般、その素案が出来上がりましたので、「対象地域」にお住まいの皆様には是非ご検討いただきたく、ご案内申し上げる次第です。

つきましては、下記の日程で「わがまちルール意見交換会」を開催予定です。皆様にはぜひご出席頂き、忌憚の無いご意見を賜われれば幸甚に存じます。

お忙しい所大変恐縮ですが、よろしくごお願い申し上げます。

記

■ 「わがまちルール」意見交換会

日 時：2007年2月10日（土） 15：00～

場 所：代官山アドレスコミュニティ

「代官山ルール(仮称)」(案) について

1. ルールづくりの背景

様々な建築や開発計画によって急速にまちなみに変化しつつある中で、当協議会の設立主旨である「代官山の住む人、働く人、訪れる人々がステキと感じられる環境を維持していくこと」「代官山固有の自然的条件と空間的特質を活かした生活環境の創造と維持」を実現するためには、「渋谷区まちづくり条例」を活用して、地域に何らかのルールをつくる必要があるのではないかと考えました。

2. ルールの内容

「代官山ルール(仮称)」は、建物や開発の計画に対して一律の規制をかけようというのではなく、計画事業者に、地域との話し合いのテーブルについていただくことによって、一定の関係づくりの中で代官山の価値や考えを共有し、まちの資質の向上と地域環境や景観に配慮した計画を実現する、協働のまちづくりのルールです。

3. ルールを導入する対象地域の範囲

対象地域は、代スキ会の活動範囲の中で、以前から最もルール導入のご要望が強い、「猿楽町 10 番～28 番」の範囲を最初の対象地域とすることといたしました。

・2007年 わがまちルール策定活動期間

代官山ステキな街づくり：2007

平成 19年 3月 22

猿楽町 10.11 番及び 18 番から 28 番の地域にお住まいの皆さまへ

代官山ステキなまちづくり協議

理事長 鳥居 正

平成 19年 4月 7日

猿楽町 10、11 番及び 18 番から 28 番の地域にお住まいの皆さまへ

代官山ステキなまちづくり協議会
理事長 鳥居 正一

「わがまちルール」策定に向けての懇談会開催のお知らせ

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、代官山ステキな街づくり協議会（代スキ会）の活動についてご支援・ご協力をり有難うございます。

去る2月10日（土）21日（水）の2回に渡り「わがまちルール意見交換会」を開催しました。当日は、代スキ会のわがまちルール専門委員で作成した「わがまちルールの容（案）」について説明を行い、参加頂いた皆さまとの意見交換を行いました。

その内容について、概ねご理解とご賛同をいただき、多くの方々より激励の言葉を頂戴いたしました。また、みなさまからルール策定に向けて大変貴重なご意見を賜りましたと、厚く御礼申し上げます。

これらを踏まえ、「わがまちルール」原案を作成（意見交換会において（案）を紹介させて頂きましたがこれに修正を加えた物）致しましたので、その説明と懇談会を下記に開致します。

お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、ご参加頂き、皆さまのご理解とご協力お願いいたしたく、ご案内申し上げます。

※3月25日配布致しました内容に不備がございましたので再配布させて頂きます。

記

■「わがまちルール」意見交換会

日 時：2007年4月1日（日）15:00～17:00

場 所：代官山アドレスコミュニティー

内 容：

- 1.わがまちルールの内容についての説明
- 2.「わがまちルール意見交換会」での主な内容について
- 3.わがまちルール運用委員会について



案内

■照会先事務局 石原 真治 TEL: 090-3203-2140 E-mail: isa@alles.jp

まちの環境を守る「わがまちルール」をみんなでつくりましょう！

御署名のお願い！（別紙）

「代官山ステキなまちづくり協議会」って何？

- 「代官山ステキなまちづくり協議会」とは、「渋谷区まちづくり条例」によって認定された渋谷区で初めてのまちづくり協議会です。このまちに住む人、働く人、訪れる人々が、「ステキ」と感じられる環境を、維持創造していくことを目的として2004年に発足しました。
- 地域の住民が中心となって、まちづくりの専門家の方々の協力を得ながら、これまで以上に住みやすく働きやすいまちにするため様々な活動をすすめています。

「わがまちルール」って何？

- 「わがまちルール」とは、「渋谷区まちづくり条例」によって定められた、住民及び認定まちづくり協議会が、地域の特性に応じて作ることが出来る、まちづくりに関する自主的なルールのことです。

なぜルールが必要なの？

- 多くの皆様が感じておられるように、今このまちは急激に変化しつつあります。知らない間に商業施設が建てられたり、住宅が深夜営業の飲食店に変わったり、環境の大きな変化に戸惑いや困惑の声も聞かれます。
- そんな現実を前にして、まちの環境を守り、今まで以上に気持ちよく暮らすために、「わがまちルール」として「代官山ルール」を作ろうと考えました。

「代官山ルール」ってどんなルール？

- 「代官山ルール」とは、地域で行われる開発がより良いまちづくりにつながるよう、その計画者と地域で、事前に話し合いや意見交換を行おうというルールです。
- 開発計画に対し、一律に規制を掛けたり反対したりするものではなく、一緒によりよいまちを作るために地域で話し合いの場を持ちましょうというルールです。
- 法的な強制力はありませんが、このルールをこのまちのマナーとして定着させることにより、まちの環境の維持向上に大きな力を発揮するものと考えます。

「代官山ルール」はみんなで作り、みんなで運用していきます。

- ルールを作るためには、地域の皆さまのご賛同とご署名が必要です。
- ルールを運用するのは、地域住民の代表と、専門知識を持った専門委員です。地域住民代表は、皆さまからの自薦他薦によって選ばれます。
- このルールに関する詳細は、別紙のご案内をお読みください。

※「代官山ルール」はこのまちに住む、私たちみんなのルールです。このまちにいつまでも気持ちよく住み続けるために、一緒に話し合い、知恵を出し合って、みんなのルールにしましょう。

・2007年 わがまちルール運用会議会則

「代官山ルール」運用会議会則

わがまちルール「代官山ルール」の運用にあたっては、以下の運用会議会則に従い、実践するものとします。

1. <名称>本運用会議は、「代官山ルール運用会議」と称します。
2. <目的>本運用会議は、代官山ルールの目標及び方針に即して、代官山ルールを運用することにより、地域の特性を活かした環境の維持・創造の実現をめざします。
3. <活動>本運用会議は、上記の目的を達成するため、以下の諸活動を行います。
 - 関係者への代官山ルールの周知と遵守のPR
 - 地域における建築計画等に関する情報収集・内容の把握
 - 建築等の計画関係者との意見交換の場の設定
 - 建築等の計画関係者との意見交換
 - その他（渋谷区まちづくり条例に基づく行政との情報交換、建築等の計画関係者との意見交換の結果の公表、等）
4. <構成>本運用会議は、「地区代表」、「住民代表」及び「専門委員」によって構成します。地区代表は、町会および商店会の代表から、住民代表は、地域の住民や営業主等から、専門委員は代官山ステキな街づくり協議会メンバーの専門家から、それぞれ自薦・他薦により選出するものとします。
5. <役員>本運用会議は、役員として、互選により代表1名を選出します。
6. <会議の開催>本運用会議は、2ヶ月1回を原則とし、その他必要に応じて代表が招集します。
7. <委員の任期>委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとします。

代官山ルール運用会議委員（平成19年10月現在）

● 地域代表（対象地域の各ブロックごとに選出）
鳥居 正一 運用会議代表及び 猿楽町 20～23
塚越 郷文 猿楽町 10-3～4
堀井 恭子 猿楽町 11
永井 峰助 猿楽町 25.26
松葉 明則 猿楽町 24、26～28
東 真一郎 猿楽町 26～29

● 専門委員

加藤 仁美 街づくりコンサルタント（東海大学教授）
大熊 喜昌 都市計画協会理事
野呂 芳明 立教大学教授
松田 一郎 財団法人民間開発推進機構常務理事
石原 貞治 事務局（代官山ステキな街づくり協議会）
野口 浩平 事務局（代官山ステキな街づくり協議会）

運用会議規則・取組

第2回：代官山ルール運用委員会

（加藤メモ）

平成19年9月15日（土）：アドレス集会所

■運用委員会の体制について

①開発・建築行為に関わる情報収集・把握（運用委員会メンバーで共有）

- ・開発・建築ルール集の整備（ファイル化）→開発・建築手続きのフロー図の作成（未）
- ・開発・建築プロジェクトの経緯の記録集作成（ファイル化）
- ・開発・建築行為の予測される土地（底地）の登記簿謄本の入手（専門委員で定期的に入手：法務局出張所）
- ・区担当部局への訪問による情報収集：（専門委員で定期的に訪問（加藤：隔週木曜午前等）、×区への担当者依頼）
- ・運用会議の前後に、毎回現地視察→住宅地図への記入（マップ化）
- ・地域開発情報に関するHP（当面はメーリングリストで）アップ
- ・住宅地図・ブルーマップ・都市計画図

②生活環境問題と代官山ルールの連携

- ・運用会議の前後に、毎回現地視察→住宅地図への記入（マップ化）
- ・路地裏めぐり隊（仮称）の発足→生活環境問題の把握（マップ化）

■運用委員会 次第

0. 前回議事録確認・本日の議題確認

1. 代官山ルール登録報告等
 - ・運用会議の体制について
2. パシフィックマンション跡地計画について
3. 生活環境問題と代官山ルールの運用
4. その他
 - ・最近の開発動向等に対する活動報告
 - ・登記簿謄本の確認報告 等

街「メガロポリス」
Megalopolis

住民と業者連携 「代官山ルール」

ブランド維持へ

全国で高層ビルの建設による景観紛争が相次ぐなか、おしゃれな街として知られる東京・代官山で新種のルール作りが進められている。業者と住民が開発計画について意見交換し、代官山固有の環境を守るよう努めることにも。業者による開発行為に高さ制限など規制で対抗する従来型と違い、業者と地域との対話で「代官山ルール」を作り出すことをめざす。全国的にも珍しく、

渋谷、恵比寿、中目黒の各駅を中心とする3商業圏に囲まれた代官山地区(渋谷区代官山町、同猿樂町など)は、美しい低層の街並みで知られる。ブライの旗艦店や高級料理店が並び、静かな住宅地も抱える。

だが、00年に地上36階建ての「代官山アドレス」が建設され、今年8月には16階建てのビルが完成した。再開発が進み、「代官山らしさ」が消えてしまふと心配する住民も出ている。

そこで、代官山の住民と有識者でつくる市民団体「代官山ステキな街づくり協議会」が、ルール作りの準備をしてきた。①住民、建築などの専門家と事業者は、開発計画について意見交換し、協働型の街づくりの、地域固有の環境を維持するよう努める②住民、有識者は開発計画の情報を早期に把握するよう努める――が骨子だ。

渋谷区がまちづくり条例で設けた「わがまちルール」という制度を利用する。住民がルール案を作り、住民の半数以上の署名を添えて、区長に申請すると、区がそのルールを登録する。条例には違反への罰則はないが、地区内の企業にルール実現への努力を求める規定があり、一定の効力は期待できる。

署名を添えて、区長に申請すると、区がそのルールを登録する。条例には違反への罰則はないが、地区内の企業にルール実現への努力を求める規定があり、一定の効力は期待できる。

地区計画など従来の規制型のルールでは、ルール作りに時間がかかるほか、業者も規制のすき間をうけて開発する傾向があるとして、「対話」そのものをルールにした。同協議会は5月初旬までに区に申請することを



海外旅行

tabideza.co.jp

プーシキンの故郷 サント・ペデルブルクに渡る
9日間→8/14発 298,000円、8/2発 348,000円、9/13発 328,000円
サント・ペデルブルクにのみ①。ゆとりを持って市内観光～エルミタージュ美術館～夏の宮殿～プーシキンが学んだ学校～エカテリーナ宮殿他にも含まれる。(7日8,890円、42日)

ハルト3カ国とサント・ペデルブルク
12日間→8/13発 358,000円、8/1発 398,000円、8/12発 368,000円
リーガ②～カウナス～ヴィリニュス③～ガウヤ国立公園④～タリン⑤～サンクト・ペデルブルク⑥(夏の宮殿～エカテリーナ宮殿にも含まれる)⑦。(10日8,890円、42日)

ロシアの原風景 モスクワからサント・ペデルブルクへ
12日間→8/13, 7/4発 358,000円、8/4発 398,000円、9/10発 378,000円

住民発マニフェスト

文京区長選で候補者に提示
東京都文京区の住民有志が、住民の立場から実現してほしいと考える区の「施策提言集」を作成し、15日告示の区長選の候補者らにこのほど提示した。ホームページでも公開している。

選択

07統一地方選
開、今後もネット上で意見を募って随時修正を加え、選ばれた区長や区議会にも活用してもらう方針だ。ネットユーザーが自発的に編集に参加して発展させてゆへ、いわば「ウィキペディア型」の政策集といえそうだ。作成したのは、区民約30人で作る「文京の未来を育てる親子の会」。無党派を掲げ、公務員や都市コンサルタント、新聞

電子書籍 盗作騒ぎ

「女子高生が作者」と銘打ってインターネット書籍の販売サイトで販売された官能小説二十数作が盗作とわかり、削除される騒ぎになっている。盗作をサイトに投稿したのは女子高生ではなく男子高校生だった。

「盗作騒ぎ」
安達さんには「二度と著作権を侵害しない」と誓

「盗作騒ぎ」
安達さんには「二度と著作権を侵害しない」と誓

代スキ会 NEWS 第19号

代官山ステキなまちづくり協議会

猿楽祭 代官山フェスティバル 2008

今年は10月11・12日の2日間ヒルサイドテラスとその周辺の多彩な人々による恵を凝らしたイベントやセールが開催されます。今年のテーマは「食と子ども」とのこと、スタンブラリーも行われ、たくさんの商品がゲットできる大変楽しい2日間となりそうです。

代スキ会は今年も「まちづくりシンポジウム」で参加します。見て、歩いて、食べて、遊んで、ショッピングして、豊かな感性を育み教養を高めるさまざまなイベントに参加して、秋の代官山をみなさんと楽しみましょう。

まちづくりシンポジウム<第2回フォーラム>

10月12日(日) 17:30~20:30
会場ヒルサイドプラザ / 参加費 500円

第一部 西渋谷台地から代官山を考える 17:30~19:00

主催：ステキ総研 (NPO 法人代官山ステキ総合研究所)

第二部 代官山と景観とエコを考える 19:10~20:30

基調講演 講師 青葉益輝
主催：代スキ会 (代官山ステキなまちづくり協議会)

猿楽祭に合わせて行っております代スキ会「まちづくりシンポジウム」は、春に行いました春花祭でのステキ総研との共催の第2回として、両団体で実行委員会をつくり、副都心線開通イベント「SHIBUYA1000」(10/3~13)で行われる建築家協会渋谷地域会主催によるシンポジウム「渋谷駅が変わるとも、関連を持ちながら開催です(10月12日13:30~16:30 会場 美竹の丘しずや2階多目的ホール)。渋谷でのシンポジウムでは、

HILLSIDE TERRACE
猿楽祭
代官山
フェスティバル
2008
10.11 sat - 10.12 sun
11:00-19:00
http://www.hillside terrace.com/art/sakugaku2008.html

マでは、渋谷駅周辺他3ヶ所の商業集積エリアの開発の影響で、代官山エリアは多くの開発が計画され景観が大きく変わり、緑地の喪失による環境負荷が増し始めております。そこで、環境負荷を抑え人に優しいまち代官山の魅力を維持するため、代官山在住のエコ活動に造詣の深い青葉氏より興味深いお話が伺い、みんなで出来るエコを考えます。多くの方の参加をお待ちしております。

申し込み 下記ご記入の上、FAXまたはメールでお申し込みください。

- 第一部 ステキ総研 → FAX 03-3496-1604 e-mail: dsi@aspi.co.jp
 - 第二部 代スキ会 → FAX 03-3461-6576 e-mail: ica@alles.or.jp
- お名前 ご住所 電話 (携帯可)

総合設計制度、まちづくり協議会との協議義務化へ

渋谷区は、代官山ステキなまちづくり協議会(以下代スキ会)からの陳情に基づき、総合設計許可条例に、まちづくり協議会との協議を義務づける内容を盛り込みました。

代スキ会は、その対象地域における建築競争のほとんどが総合設計制度に関わるものであったため、その対処法を検討した結果、当制度は、住民との接触の機会なく、要件さえ具備していれば、ほぼ自動的に許可される点に問題があると結論づけました。

そこで、その点の解決に向けた行政との度重なる折衝を繰り返した結果、区長に、総合設計要綱に、住民との話し合いを

義務づける旨の陳情を行うこととなりました。渋谷区長は、代スキ会の陳情に対して「昨今、条文に違反していなければ、その立法精神を尊重していても良いといった行為が見られる。今回の陳情はそういった問題を話し合いで解決しようというものであり意義深い」と評価、即関係部署に指示をされました。

総合設計制度に対する住民との協議の義務づけは、おそらく全国初であり、事業者優先の法律という指摘のあった当制度に、一石を投じる大変画期的なものとなりました。

<井戸端会議：代官山ルール活動報告・代官山のマナーを考える！>の報告

8月31日(日)15時半から、代官山ルールの報告会及び地域のマナーを考える井戸端会議を開催しました。

●まず、代官山ルール適用第1号であった「代官山プロジェクト(パブリックアーツ跡地)計画」の協議の経緯の報告がされました。

●つぎに、「地域マナーを考える」というテーマで、種々の開発により起こっている地域の生活環境問題とその対応策について、話し合いがされました。まちの新陳代謝に合わせて更新、住み続けられることが地域の価値につながるという共通認識が確認され、そのためには生活権と営業権の両立をはかるための工夫が必要であることが明らかとなりました。具体的に、騒音、ゴミ、異臭、来街者のマナー等の問題が指摘され、店舗・飲食店の出店時にオーナーと事前に話し合う仕組みや、営業時間やゴミ出し、挨拶、従業員教育等共通のガイドラインづくりが必須であるという結論に至りま



した。
●代官山ルールの運用による開発や更新のコントロールとともに、街づくり協議会として、開発後の建物内の店舗・事務所の管理運営、地域の生活環境のコントロールにも取り組む方向性が打ち出された有意義な会でした。

ひまわりガーデン代官山坂に寄せて

ひまわりガーデン代官山坂実行委員会
運営委員長 相野谷信之



今年で第3回を数える代官山の軌道に「ひまわりを咲かす」という約半年がかりのイベントも成功裏に終わりました。これも500人以上の子供から大人、参画渋谷区長、渋谷区土木課、各企業、ライオンズクラブ、商工会議所、代官山保育園、恵比寿保育園、さくら幼稚園、猿楽小学校、各町会の様々な人々の協力と心からの思いがひまわりの種にのり、大輪の花となった結果ではないでしょうか。又5月4日には「春花祭」のエコをテーマとしたイベントを開催したところ小池百合子元増田大臣がマスコミと共に種を植えました。

8月には太陽の下木下が美しく潮と咲き立つ姿はすばらしいものでした。夕涼みも行われれば秋の種蒔りも待つばかりです。一つ一つは小さな活動ですが来年も楽しみに代スキ会をはじめみなさまには感謝申し上げます。

日本の「代官山」は、世界の「代官山」

代官山が代官山らしく在り続けるための『代官山ルール』があるのをご存知でしたか？

「世界でも有名な代官山」の魅力を

開発事業者と地域住民とで共有をしながら

事前に開発計画について意見交換をし

地域性を活かした まちづくりを行っていく事を定めた

協働型のルールです。

開発計画を進める前に お問い合わせ・ご連絡をお願いいたします。

連絡先

渋谷区まちづくり課地区計画課
電話：03-3463-2947

代官山ステキなまちづくり協議会
石野 真澄

わがまちルール（代官山ルール）

- 1 わがまちルールの名称： 代官山ルール
- 2 適用する位置及び区域： 渋谷区猿楽町の一部（10番、11番及び18番から28番まで）
- 3 適用する期間： 適用期間は「代官山ルール運用会議」の存続期間とする。

4 わがまちルールの目標及び方針

「代官山ルール」は、当該ルール対象地域（以下「地域」とする。）代表と専門委員からなる「代官山ルール運用会議」が、地域において開発行為（都市計画法第4条第12項）、建築行為（建築基準法第6条）、工作物の設置（建築基準法第39条）及び大規模な敷地の売買等、地域環境に影響を及ぼす行為（以下「建築等行為」とする。）を行おうとする計画関係者（以下「建築等計画関係者」とする。）に対して、計画内容に関する意見交換を当該運用会議と行うよう促し、協働型のまちづくりの実践により、地域固有の自然的条件とその空間的特質を活かした生活環境の維持・創造を実現することを目的とする。

5 わがまちルールの内容

1. 「代官山ルール運用会議」は、地域住民、行政、事業者等の協力を得ながら、建築等計画関係者へのルールの周知とその遵守を促し、地域において建築等行為を行おうとする計画についての情報を早期の段階で把握するよう努めるものとする。
2. 「代官山ルール運用会議」と地域における建築等計画関係者は、建築等の計画に関する意見交換により、協働型のまちづくりの実践を通して、当該地域固有の自然的条件とその空間的特質を活かした生活環境の維持・創造が実現するよう努めるものとする。

6 策定理由

「代官山ルール」は、建築等による急速な街並みの変化、頻発する建築紛争を背景にした当該地域住民による建築等へのルール導入の希望に応える必要性から、「わがまちルール検討委員会」において検討したものである。「代官山ルール」は、地区計画等を代表とする従来型のルールを補完し、柔軟で効果的なルールを検討した結果、計画の早期の段階から地域住民・行政・事業者等による協働型のルールを導入し、これを地域のマナーとして定着させることが、将来にわたり地域環境の価値を共有しながら、維持・向上させていくために最も有効であると考えた。



■わがまちルール運用会議への連絡

代表者名
代官山ステキなまちづくり協議会
理事長 佐々木 文雄
連絡先住所
渋谷区猿楽町24番12号
代官山アークス301
E&Aデザイン研究室内
代官山ステキなまちづくり協議会
事務局 事務局長
電話：090-4404-1931

代官山地域の建物計画に関する原則(事業者へのお願い)

1. 周辺との連続性や調和に十分留意してください
2. 地域住民が親しめる、文化的な施設にしてください
3. 開放性の高い場所にしてください
4. 建物を複合用途にしてください
5. 話し合いの継続をお願いします
6. 話合いで得られた私たちの考えを計画に反映してください
7. 周辺と調和のとれた建物規模にしてください
8. 土地建物を可能な限り自社で所有し続けてください